

804

特254

948

×
複写

男爵 池田長康述

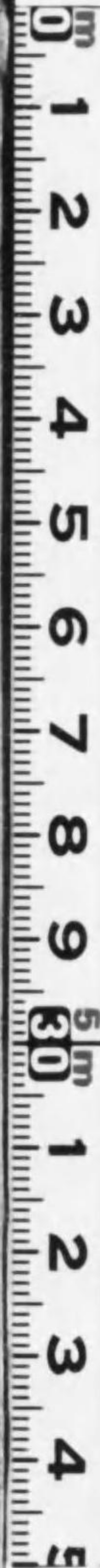
貴族院はどうかなる

貴族院改革試案大綱

大阪時事新報社發行

價定(傳)
10^セ

始



特254
948



男爵池田長康述

貴族院はどらなるか

……
貴族院改革試案大綱

大阪時事新報社發行





- 第一…憲法と貴族院改正
- 第二…貴族院と衆議院との關係修正
- 第三…貴族院議員の臣道實踐
- 第四…有爵議員の特權色解消
 - (一) 貴族院令の修正
 - (二) 世襲議員の廢止
 - (三) 有爵議員數の減少
 - (四) 有爵議員の歲費問題



- (五) 互選方法の修正
- (六) 有爵議員の更代制
- (七) 各會派を解消すべし
- 第五…勅任議員に關する修正
 - (一) 多額納稅議員の廢止
 - (二) 勅任議員の推薦方法修正
 - (三) 勅選議員の年限制
 - (四) 勅任議員に對する歲費問題

第六…結 論

第一 憲法と貴族院改正

議會に關する規定は、憲法第三章にあるが、同章第三十三條において、議會は貴族院と衆議院とによりて成立し、同三十四條において、貴族院が皇族、華族、勅任せられたる者により構成されてをり、その組織については貴族院令なる特別の勅令により定めらるゝことになつてゐる。

しかして憲法と雖も、時代に適應するため、これが改正は行ひ得ることになつてゐる。即ち憲法前文の上諭並に憲法第七章の規定でその手續が明示されてゐる。しかしながら、如何なる條項をも改正し得るかといふにからずであつて、假へば大權に關する規定は特に注意を要すべきものがある。即ち憲法は欽定であるのである。天皇の大權は本來これを皇祖より承け給へるものであつて、固有にして無限のものである。かゝる大權がすでに儼然として存在し、これに基いて成文憲法が制定されてゐるのであるから、この根本を忘れて、成文憲法改正論は出來ないのである。故に成文憲法の大權規定は固有の大權の中一部分であり、その規定あるものに限り發動の形式が憲法規定に拘束さるゝに過ぎないのである。また憲法規定の大權中には大權を一層明瞭ならしめて置くの趣旨のものも存してゐる。故にこれ等に關し

ては改正はもとより、これを論ずることすら朝憲紊亂となるものがある。これを詳かに言へば、第一條の如き我國の統治は萬世一系の天皇によりて行はるとも、また第三條の天皇は神聖にして侵すべからざるが如き等である。しかるに絶対規定と相對規定と混合されてゐるものもある。例へば第二條の如きその皇位繼承において皇統たることは絶対であり、皇室典範にその順序が規定されてゐるが、これは相對的であるのである。何んとなれば必ずしも皇室典範によらずともこれは憲法自體にこれを移すことも出來るからである。故にこれ等については深甚の注意をもつてすべきである。

しかるに、議會に關する規定の如きは全然絶対事項ではない。合法の手續さへ完了せば改正は行ひ得るのである。貴族院また然りである。しかし憲法改正の議は容易ならざる問題であり、専ら慎重を要すべきである。また現在の新體制要望においても、この問題、即ち憲法改正については觸れぬ方針と聞く、従つて爰に貴族院改正論を行ふに當りても、現行憲法の範圍内において行ふべきである。しかしてその時代の要求に對應するには専ら運用の妙諦を發揮せねばならぬ。また附帶の他の法規の改正をもつてすべきである。

故に憲法の示すところの貴族院の構成即ち皇族、華族、勅任者に觸るゝことは出來ぬ次第

であつて、従つてこれ等の一つを除くことも出来ねば、また他の者をこれに加ふることも出来ないのである。故に貴族院改正の主眼は第一に貴族院令そのものに注がるのである。さらに大切なものは憲法上において二院制を認めてゐるに拘はらず、それは新體制が全體主義單一化を欲することゝ矛盾を生ずるのである。故にこれを運用によつて調節を計らねばならぬ。しかし若し如斯運用を以てすることは憲法の精神に反するものありとの疑が生ずべきである。しかしながら本来これ等の規定は相對事項である故に必らずしも嚴格に解釋するの必要はなく、これ等もその時代に對象したる產物であるが故に、その形さへ崩さぬ限り、その運用に依るものは、これに値するものとせねばならぬ。憲法の精神はその運用に迄干渉するものとは解し難いからである。而も時の社會一般の通念がこれを是認するものあれば決して憲法違反とは考へられないのである。また憲法を改正するものとして考ふるも將來再び二院制の必要絶無とは云ひ難いものがある故に専ら時代の要求には運用の妙を發揮することに歸すると思ふ。

而してこれを要するに貴族院改正の要點は一つは華族の特權色排除であり、他は二院制の對蹠制度の修正であると思ふのである。その外これ等に伴つて生ずる各種の改正の問題であ

る。

第二 貴族院と衆議院との關係

議會は貴衆兩院により成立し、その根本の權限に就ては同様であるが、たゞ二點において異なるものがある。一つは衆議院に解散があるけれども貴族院にはこれがない。他は豫算の審議に當り、衆議院に先議權があることである。これを検討するに、その解散の如何と云ふことは議員の權限行使の上に重大な影響あるものであつて、豫算の審議權の前後の問題とは異つてゐる。

豫算の先議權は豫算と衆議院の本質より考へられたるその趣旨精神の一表示に過ぎないからである。審議權そのものには何等影響の存せざるものである。斯く見るときは實質上、院として貴族院は一種の特權を有するものと見ねばならぬ。しかしこれは憲法に規定せられたる事項である故に憲法改正の手續を踏むの外には改正は出来ぬのである。

しかして先づ考ふ可きは、新體制の要望さるゝ今日において、果して二院制度を認め置くべきか否やの點である。現今主張さるゝところの各機構の修正は全體單一化、苟もその對蹠的又は重複するものを避けむとするにある。而して衆議院の改革が、その主眼として、名實

共に國民翼賛奉公の總意を集結せしむとするにありと斷せらるゝが故に他の特殊的關係の人のみより構成さるゝところの貴族院がこれに對蹠的に且つ重複して存在するといふことは果して許さるべきことであらうか——往時、民権自由の政治思想の横行に際し、また政黨政治の鬭争等々の弊風の存在の場合、二院制度はたしかに存在の理由があつたのであるが、今日衆議院に於てその政黨それ自體も既に解消されたるに及んで且つ國民總意の府としてこれに集結せしめんとするに當り、院制度が憲法に存するからと云つて、果して固守すべきものであらうか、これは最早議論を要せずして明かであると思ふのである。

然しながら憲法には兎に角その定めがあるから、その形式は保留せねばならぬのである。故にその運用の間に、時代のこれ等に對する要求を滿さねばならぬものである。然らばその運用を如何にすべきやと云ふに、その權能の用ひ方次第に存するのである。しかもこれを議員または議員相互の申合せにより自發的にその權限の自制によるべきである。故に貴族院に解散の存せざること、また衆議院の改革次第、國民總意の名實ともにこれが具備程度の如何等々を照合して、以て貴族院に與へられたる翼賛の途を別に開くべきである。

なほこれを具體的に謂へば、貴族院は各方面のエキスパートを以て構成となすべく、その

意見、識見の府となし、その議決に關しては衆議院を重しとなして、議決に就ては最も注意を以てして、この權限にもとづき衆議院に對抗することを絶對に回避すべきである。故に議論において政府を、または國民を反省指導すべきものであつて、議決はこれあるも、これは形式に留めて衆議院の議決に従ふことを原則とすべきである。

第三 貴族院議員の臣道實踐

貴族院には皇族の御列席が定められてゐる。このことを議するは洵に畏れ多いと考ふるのであるが、法制の論議上、已むなく爰に及ぶのであつて謹んで論評申上げる次第である。——然して貴族院に於て皇族の御列席遊ばさるるは、非常議事に於ける御發言の用意である。或は憲法改正の如き、或は皇室の重大事項に關するもの如き、或は國家非常重大事の發生する場合の如き——これを遠く慮られたる規定と拜察する。而して法規の上、議席を有せられるけれども（多く現役軍人としての御身分はあるが）平素御列席遊ばされたことはいないのである。これはその權限を御放棄遊ばされたものではなく、寧ろ憲法規定の眞の精神を御掬み遊ばされざる運用の美果と申し上げねばならぬ。即ち非常議決の權を御保留遊ばされざるものと拜察する。

而して翻つて華族議員を見るにその法規の上、そのものに重大なる権限が與へられてゐるのである。一方これあるを顧み、他面現下の國際事情並に内政關係において、華族者の大なる反省を要する可き時期であると考へるのである。近衛首相は新體制の要望に促され、これに着手するの決意を示すに當り、先づ第一に臣道實踐を提唱するところがあつた。洵に由あることと思ふと同時に、平素天恩を蒙る深き華族者において特にこれを顧み、率先して奉公の誠を表はさねばならぬではないか、今爰に改めて、貴族院における華族の特權を論じてこれを明かにしたいと思ふのである。

勿論その根本義において華族制度論があるが、爰には貴族院に關する問題である故に華族制度論は暫らく措くとする。――要するに衆議院においてすら、その多年の因襲を一擲して新體制下に集らんとするの勢を示してゐるのである。貴族院諸公においても斷乎その舊慣を棄て、從來の特權を解消して、赤裸々なる一國民に歸へり、國防國家強化に忠誠の實を示すべきであると信するものである。

第四 有爵議員の特權色解消

憲法上貴族院が衆議院と同一の權限にあり、加之解散なき城域にあること既に重大なる特

權と云ふ可きであるが、これ即ち貴族院を數に於て左右し得る有爵議員の特權であり、さらにその他の法規また慣行に於て頗る大なる特權を有してゐるのである。これ等すべての特權色の修正は今日最も必要事である。

(一) 貴族院令の修正

貴族院令は一種特別の勅令である。それは憲法附帶の勅令であると同時に貴族院令の改正増補は貴族院自體の議決を要するからである。

而して本令を通覽するに、華族の特權と認めらるるもの三點ある。

第一に有爵議員は勅任議員より多數であることである。――大正十四年の改正迄はこれを法文に明示されたがこれは削除したのであるが、他の規定で事實上、有爵議員數の方が多いためである。故に何等この點は實質影響なき改正であつたのである。今これを詳かにすれば公侯爵は定年に達すれば議員となるので、従つて伯子男の議員の法定數一五〇人に公侯議員の現在數を加算すると總計二〇六名となつてゐるのである。しかるに勅任議員は所謂勅選は一二五名を超ゆることが出来ないし、學士院選出は四名に限定され、多額納稅議員は六六名を超えられぬのであるから總計一九五名となるのである。この點は沿革において相當理由もあ

つたであらうが、今日においては先づ修正を加へねばならぬと思ふのである。何んとなれば後に論すべき本令第十三條の規定その他の規定とを照合してみても明かである。

第二は本令第八條において諮詢に應じて華族の特權に關する條規を議決することになつてゐるのである。——素より諮詢あつてのことではあるが、如斯本令に規定されるれば天皇大權の御諮詢事項となるのであつて、華族が天恩に基くその自己の特權に就て、假令御諮詢に應ずるとは謂ひながら、これを彼れ是れ論議し奉答に及ぶと云ふがごときは臣道として大いに考へるべき問題である。抑も爵位授與は天皇の大權であり、しかも憲法に明示されてゐるのである。しかしてその榮爵を受けゐる自身が、自己の身分に關する件に就て一種の發言權を有すると云ふがごとき、しかも苟も憲法上明示の天皇大權を少しでも拘束し奉ることときは寧ろ言語道斷であると思ふ位である。これ等は速かに解消すべきである。極言せば臣道にもとるものである。

最後に本令第十三條の規定である。——これは將來この勅令即ち貴族院令の改正増補を行ふには貴族院の議決即ち同意を得ねばならぬことゝなつてゐる。これは從來よりの問題の規定であるが、しかし全然惡意にこれを解釋することが出來ぬ節がある。それは衆議院の選舉

法が法律であり、従つて衆議院の議決は必然的に經るべきであるが、これと對照して、貴族院の組織に關しては貴族院の議を経ると同意義となり、加之立法院は元來政府と獨立したる機關である上に本條がないと時の政府が都合次第で勝手に之れを改變することになるが故に獨立機構たる以上は本規定は已むなきものとも考へらるゝのである。

此の意味に於て本條が價値があるのであつて、貴族院がその構成者自らの利益によつてこれを擁護する城壁とするならば大なる弊害が存するのである。然し吾人が爰に指摘せむとするものはその内容にあるのであつて、即ち貴族院中有爵議員が多數を占めてゐるが故に、また現在有爵議員の勢力が認めらるゝやうに各規定がなつてゐるが故に本令改正は畢竟有爵議員の同意を絶対に要することとなるのである。故に間接に本條項は有爵議員の特權規定となるのである。そこに大なる注意を要すべき規定であるのである。従つて後に論ずるが如く貴族院に於ては有爵議員は少數となすべき理由もまたこの論點にも存するのである。

……………(二) 世襲議員の廢止……………

貴族院第三條の規定であるが——これは原則として廢止すべきものである。然し國家として貴族院存在の世評は兎に角として、これが存することもよいと思ふ。政治的特權を與へて

一般國民と差別的に取り扱ふことの可否の論はあるとしても、宮中の御待遇等に於て或は優遇を與へらるゝ等は國家としてあつてほしいと思ふ位である。また將來皇族の臣籍御降下もあることである。これを一般民心に按ずるに俄かに成功して所謂成金者流が事實社會上層を形成するとせば、國民一般の印象は必らずしもよくはないのであつて、矢張家格品位等は成るべく保存されたいのみならず、我國が家族制度に立つ以上は精練されたる貴族の風格は存置さるべきものと思ふのである。たゞ政治上著しき特権ある階級者とするのがよろしくないと思ふのである。

同じ有爵者としても公侯はなほ相當貴族として尊重したい氣持を自然有するのである。それでこそ憲法に定められたる榮爵となるのである。故にこれ等に政治的經驗と訓練の機會を與ふことは理窟の外に望ましいものと思へるのである。されば世襲制は廢するとするも他の有爵者より比較數において多く議員たらしむるの案を採用したいと思ふのである。但しこれは相對の論である。

………(三) 有爵議員數を減すべし………

貴族院第四條の規定——これは半數または三分の一位に減すべきものと思ふ。華族なるが

故に議員たるの理由は今日その根據甚だ薄弱である。往時なほ各藩の餘勢あつて、皇室の藩屏と稱せられしこともあつたが、今日は寧ろ一般國民が即ち藩屏であるのであるから、これがため議席を占むると云ふことは舊夢に屬することとなるのであつて、寧ろ他の有識者方面へ議席を譲るべきである。しかしして特権の存する貴族院において有爵者が多數を占むると云ふことは一般國民が全體となつて大政翼賛の大義に進まむとする時勢には大いに反省を要すべきものと思へられる。

………(四) 有爵議員の歳費は廢止または減額すべし………

議員法第十九條において、有爵互選議員は他の議員と同様に歳費を受くることとなつてゐる。——元來有爵議員は華族なる身分があるから議員になるのであつて、別に有識有能であるから、或は經驗ある練達者と謂ふ次第でないものであるから、この點はよく考へねばならぬ。世襲議員が既に歳費なく現に御奉公をしてゐるのである。これは公侯であると伯子男であると區別すべきではなく、均しく華族なる身分に伴ふ御奉公と考へるならば歳費を受く可きものでないと思ふ。或は陛下の深き思召による天恩とも解せらるゝけれども、客觀的要素よりの判断は寧ろ華族たるの優遇が議席にあらしむるのであるから、その上に歳費まで御受け

すべきや問題はである。これを辭してこそ華族たるの心構ではないかと思ふ。歳費を頂きたさに議員たるのとは今日一掃すべき思想上の問題である。

なほ議員法第十九條第二項に歳費は一般議員に於ても辭退し得ることになつてゐる。然しこれは殆んど活用されてゐない實情にある。

……(五) 互選方法の修正……

現行法に於ては伯子男各爵に於て互選することになつてゐる。——而してその運用には各爵選舉母體があつて、その選舉母體に幹事と評議員があり、凡て候補者はその幹事に於て銓衡推薦し評議員の同意によることになるのであるが、これは兎角の批評はあるも華族間に於て競争等の存すべきは最も厭ふ可き現象である故に、如斯は寧ろ圓滑なるものとして是認せらるゝのである。併しながらこれが實際を見るにその推薦権を有する選舉母體の幹部即ち實権者は同爵議員に對して一つの勢力を有するに至るの弊害があるのである。即ち政治上の行動に對してもこれ等幹部の鼻息を窺ふの結果を招來するのである。即ち互選議員は次回に於てこれ等實権者の機嫌を損する場合には候補に立つことが出来なくなるからである。故に議員となる間においてもこれ等幹部議員に自然政治的關係においても左右さるゝの結果とな

るのである。故にこの點は各員の自省に待つ可きであるけれども制度運用上多少修正を要するものと認められるのである。

しからは如何にすべきかと云ふに、選舉者と被選舉者とを異にすることも一つの方法であると思ふのである。即ち選舉母體の幹部は自ら立候補者でないもの、評議員の半数また然りとすることである。これは後段に述ぶる議員交替制と關聯して考へられるのである。

次に現在は伯子男各爵毎に互選することになつてゐるが、今後有爵議員は少數たるべき運命にあるが故に有爵議員はこれを通じて選舉方法を立つ可きであると思ふ。但し各爵被選舉は豫め定められるものとするのがよい。

……(六) 互選議員は交替制によるべし……

現行年限は七年になつてゐる。二回の繼續は可なるも三回は一應休むことにすべきである。これは有爵議員が少數となる關係と可成御奉公の意味において華族一般に普遍的ならしむるの趣旨である。

しかしてこれ等一般華族議員の特権色を削除して行くが、これと同時に華族者の有能の者に對する別個の途は是非とも開かねばならぬ。それはその個人として華族たると否とに關せ

す、有能達識の者ならば同じ貴族院においても勅任の議員たり得るやうになすべく、また現行衆議院議員選挙法第七條の如き華族の戸主は選挙権も被選挙権も有せすと云ふが如き障壁を設けざるとである。華族議員を極度に狭むと同時に一方有能の者は他に進出し得る境地は開かねばならぬ故に該選挙法第七條の如きは速かに削除すべきを主張するものである。

……(七) 各會派を解消すべし……

本項有爵議員の特権色の中に入るべきでないと思ふが、有爵議員が數に於て貴族院に多數なるの關係上矢張會派の實力が有爵議員であることを以て爰に同列に論ずる次第である。

然し何故に各會派を解消すべきやと云ふに、素より會派は政黨とは異なるものであるが、即ち政黨は政策の主義綱領を掲げて當局に迫り以て積極的行動に出づべきであるが、貴族院の會派は假令政治的行動に出づとするも寧ろ消極的のものであつて、政策の主義綱領に立つたのでなく、臨機の問題に對する調査研究の便も且つ議場前の準備團體と見るべきである。然しながらこれを實際に見るに院内に於ては矢張各會派は對蹠的となつて、時には各派の連合離散となつて恰も政黨と同様の行動になるのである。今日以後は變化を生ずべきも往時の關係より見れば自然會派に政黨色が浸入してをるのである。故に既に衆議院關係においても政

黨は解消したのであるから、貴族院關係においても政黨類似の會派は解消すべきであると信するものである。

たゞこゝに考慮を要すべきものは、議事の進行整理の關係上その議場における混雜を避くるために議事前において、その準備行動の採らるべきは必要事であるのである。従來各會派はこの點において最も有効であつたのである。しかるにこの會派を解消せしむれば、自然これに代るべきものがなくてはならぬ。しかるに議院法並に貴衆兩院におけるその細則中において院は九部に分たれることになり、各部に部長並に理事が定められる法規が現存してゐるのである。これは毎期議會が召集されると行はれ定められるのであるが、實際はただ形式のみ存して何等活用されてをらぬ法規である。そもこの制度は前述の如く議事事前の準備機關として立法當時考へられたるものと思はるものである。故に立法の趣旨から云つても此の部制を活用せしむべきであると思ふ。これでは不充分であるならば此の法規を改正し、またはこれを補ふ工夫を以てすべきであると信するのである。この制度が全く捨てられて顧みられぬのは遺憾である。

第五 勅任議員に對する修正

勅任議員の問題として第一に考ふべきは貴族院が質の上に、國民信頼の實績を擧げねばならぬことである。この點を特に主眼として改正の論を爲すものである。

……(一) 多額納税議員は廢すべし……

多額納税者は往時大地主であり、富豪であり、地方の舊家であつたのである。故に華族に準ずるの意味において特に貴族院に列せしめられたものである。これは沿革的に考へらるる過去に屬する事實である。たゞ地方色が加味されてゐるところに特色があつたのである。しかるに華族議員すら時代の趨勢に従つてその權限が除かれむとする際、多額納税者は一層その特權を廢すべきは當然である。のみならず大正十四年改正以來、その互選範圍が非常に廣められたるだけにその資格たる價値においても變化を來たしてゐるのである。華族がなほ貴族院に留るのは憲法規定に基くものである。故に憲法改正なき限りは殘存は當然となるが多額納税者がこの特權を有すべき根據は甚だ薄弱であるのであり、且つ多額納税者の現況は多く事業等に關係もあり、多額納税者として議員に選出さるるよりも自己の能力により、或は衆議院に、また他の勅任議員たり得るのであるから、潔くかゝる特權は拜辭すべきものと考へられるのである。ただ地方色と云ふ特長に就てはさらに別の方法によるべきであると思ふ。

ふ。
……(二) 勅任議員の推薦方法を修正すべし……

所謂勅選議員は凡て政府の推薦に待ち勅任されてゐるのである。而してこれが實績を見るに一つは論功行賞の意味が多分に加味され、官界の人を他は練達の士と云ふ意味に於て在野の士を推舉してゐるやうであるが、その論功行賞と云ふも國家と云ふよりは時の政府に對する意味が大量に加はつてゐるのである。

貴族院が一般國民とはその構成そのものが離れてゐるだけに、その質における要素は最も大切であると思ふのである。憲法の規定を保存するには特に此の點に留意せねばならぬ。依つて選出の方法即ちその推薦者側を二分し、一つは政府の推薦によるものと、他は民間によるものにと別ち、政府においては論功の意味もあながち排斥はせぬけれども官界方面、その他特に練達の士と認む可きものを推舉し、民間側の推薦は各専門部門における有能經驗者を推舉するやうにすべきで、その民間側の推薦權を有せしむるものゝ組織についてはさらに考案を立て専門部門と且つ地方人望の者を選出せしむるやうにすべきである。貴族院議員が各府縣より一名または二名位列席するとは衆議院議員選出の方法目的を異にしてすることはよ

いこと、思ふのである。

但し職業代表は絶対に反対するものである。何んとなれば議院に列するのは自己の利益または他の利益を代表せしむるものではないからである。これは貴族院においても當然であるのである。その専門部門と云ふは各方面の知識経験を要望するからである。その専門部門の利益を代表せしむるものではないのである。

(三) 勅選議員に年限を附すべし……

貴族院が皇族華族により構成されると同時に勅任者も列席するのである。而して勅選議員は終身である。これを實質的に見れば一代華族の意義があるのである。故に近代の要求——貴族院の本質上の修正を要する今日に於てはこの終身たるの制は廢止すべきは當然である。故に年限を附すべきであつて、先づ十四年即ち有爵互選議員の二期程度を以てすべきかと考ふるのである。但しその有能なる人に對しては任期後と雖も院議推薦によつて更に七年これを延張せしめ得るの餘地を残すべきか——

一國存在の要素として國家に功勞あるものに酬ゆるに貴族院議員たらしむるが如きは一つの餘裕を示すものであり、却つてその功勞の奉公の誠を一層效さしめて結構であると信する

が、餘りにこれを濫用することは考へものである。政府推薦に當り充分考慮を煩はすものである。

さらに爰に一提案をなすのであるが、國家が多年國事に働けるものを長老として尊重することは國風に範を示すものであるから、貴族院議員として勅選が任期を無事済したる時はこれ等の人士に對し別にこれを遇する名譽上その他の方法をもつてすべきであると思ふのである。

(四) 勅選議員に對する歳費に關する問題……

勅選議員には歳費を支給するを原則とすべきである。何んとなれば、その個人の有する能力を積極的に致さしめ、もつて奉公の實を擧げせしむるのであつて、かゝる能力者はまた他にその社會的に働いてゐるのであるから一定期間國家機關に參與せしむる關係上、衆議院議員に對すると同様の處理を必要と認むるのである。然し一方官吏たる身分の者が議席にある場合歳費は受けられぬのであるから既に恩給ある者に對しては、それだけ歳費を削除すべきは當然であると思ふのである。然し有爵議員、官吏議員また恩給を受けざる議員を通じて或る實費程度の支給は別に問題とする迄もない。要は歳費と云ふ名目の點である。

406
438

【社本在權版】

刷印日二廿月二十年五十和昭

行設日八廿月二十年五十和昭

錢 十 金 價 定

郎 次 忠 林 小 人 行 發 刷 印 兼 輯 編

地 番 四 二 五 町 服 吳 市 田 池 府 阪 大

部 刷 印 社 報 新 事 時 阪 大 所 刷 印

地 番 八 四 目 丁 四 上 崎 根 曾 島 北 市 阪 大

社 報 新 事 時 阪 大 所 行 發

地 番 八 四 目 丁 四 上 崎 根 曾 島 北 市 阪 大

番 九 一 三 二 版 大 報 新 番 五 九 局 北 話 電

第 六 結

論

是れを要するに、貴族院は衆議院の本質と對象してその特に有する權限を自制し、公益優先の範を示し、尙ほその本質そのものに力を注ぎ國家識能の根幹たることに努めねばならぬ。今や新體制の必要が叫ばれ各機構の修正が考案され實行に移されつつあるのである。故に貴族院諸公に於かれて先づ第三者の立場に於て自己の地位を批判され、以て善處さるゝことが臣道の上に於ても衆に範を示す所以であると思ふのである。賢明なる諸公必らずや公平無私の斷案を下さるゝと信するものである。——以上吾人の述ぶるところは吾人の卑見に過ぎないのであるが、參考とならば幸である。

終

